

訪問看護ステーション『ランタン』
訪問看護[介護予防訪問看護]事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人清和会が設置する訪問看護ステーション『ランタン』(以下「事業所」という。)において実施する訪問看護[介護予防訪問看護]事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護[介護予防訪問看護](以下「訪問看護」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資する様、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護の提供に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(介護予防訪問看護の運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援するとともに、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業にあたっては、利用者の意思および人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本とした介護予防訪問看護の提供に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第4条 訪問看護の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション『ランタン』
- (2) 所在地 松山市柳原 739 番地

(従業者の職種、員数、及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名 (常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 3 名以上 (常勤職員内 1 名管理者と兼務)

看護職員は、主治医の指示による (介護予防) 訪問看護計画書 (以下、「訪問看護計画書」という。) に基づき訪問看護にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日は 8 時 30 分から 17 時までとする。

土曜日は第 1、第 3、第 5 のみ 8 時 30 分から 12 時 15 分までの営業とする。

ただし、祝日、第 2、4 土曜日、国民の休日、8 月 15 日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第8条 訪問看護の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画または、介護予防サービス計画に基づき定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村等、関係機関等に調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第10条 事業所で行う訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル類の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

- (2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護

- (3) (介護予防) 訪問看護報告書の作成

(訪問看護の利用料等)

第11条 介護保険における訪問看護を提供した場合には、厚生労働大臣が定めた基準に基づき、利用者の自己負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

- 2 訪問看護の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、基本利用料、その他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に利用者の署名を受けることとする。
- 3 その他の費用（保険対象外）とは、通常の事業の実施地域を越えた交通費等とし、支払いを受けるものとする。
- 4 支払いを受けたときは、基本利用料並びにその他の費用について項目を区別された領収書を交付する。
- 5 第3項にかかわらず、介護保険法による訪問看護を実施した場合は、通常の事業の実施地域を越えた交通費以外のその他の費用の請求は行ってはならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

松山市（大橋町、小村町、中野町、上野町、津吉町、恵原町、西野町、浄瑠璃町、東方町、久谷町、窪野町、離島を除く）、伊予郡松前町、今治市（玉川町、朝倉町、離島を除く）

（衛生管理等）

第13条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第14条 訪問看護を行っているときに利用者の急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨機応変な応急処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第15条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な処置を行うものとする。

2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での医療・介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、訪問看護提供中に当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせないものとする。
- 4 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、訪問看護を完結した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合は、原則として応じるものとする。但し、扶養者とその他の者（代理人を含む）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる限りとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長の承認を得て改廃できる。

附則

- 1 この規程は、令和元年5月1日より施行する。
- 2 令和3年6月1日 一部改定
- 3 令和6年4月1日 一部改定